

「大阪府安全なまちづくり条例」改正に基づく
70 歳以上の方のキャッシュカードによる
振込機能の利用の一部制限について
(特殊詐欺・SNS 型投資・ロマンス詐欺等の防止対策)

いつも当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、ご高齢のお客様から言葉巧みにカードをだまし取る特殊詐欺、SNS 型詐欺、ロマンス詐欺の被害について、依然として高水準で発生し続けており、危機的な状況にあります。

このような状況を踏まえて当組合でもお客様の大切なご預金をお守りし、これらの被害を防止する対策として、令和 7 年 3 月 27 日に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」に基づき、下記のとおり、キャッシュカードの振込機能の利用を一部制限させていただきます。(今回の条例改正により大阪府下にある金融機関に対して、特殊詐欺等防止対策が義務付けられました。)

つきましては、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます

【施行日】

2025年(令和7年)10月1日(水)より

【対象となるお取引】

1 日あたりのATMでの振込上限額を10万円とさせていただきます。

【対象となるお客様】 下記①②③いずれにも該当する方

①過去 3 年間ATMで振込実績のない口座

②70 歳以上の口座

③登録住所地が大阪府内となっている口座

※「お引き出し」や「お預け入れ」は従来通りのお取引ができます。



※ 対象となるお客様で、ATMでの振込上限額を超えるお取引を希望(ただし、最高 200 万円まで)の場合には、お取引店までご連絡ください。当組合所定の手続きにより、ご本人様であることを確認のうえ、お電話だけで対応させていただきます。

※ なお、お取引店までご来店いただける場合には、「キャッシュカード」、および「顔写真のある本人確認書類」をお持ちのうえ、お申し出ください。※基準日：令和 7 年 9 月末基準